

議案第18号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組規約（平成2年群馬県指令地第18号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、下記のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

平成31年2月25日可決

藤岡市長 新井雅博

記

群馬県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組規約（平成2年群馬県指令地第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「吾妻広域町村圏振興整備組合」を「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。